

令和7年度

新潟県中学校教育研究会 研究主題&3つの重点

研究主題

深い学びにいたる授業

～「深い学びの技法」を基に構成する
学習過程に着目して～



重点1 生徒の学び

「深い学びの技法」を基に、
学習過程の充実を図り、
生徒の資質・能力を育成します！

深い学びにいたるために、
「深い学びの技法」と学習過程
の充実を図ります。「深い学び
の技法」は、「設定」「思考・
解決・表現」「評価」の3つの
学習過程に応じて設定されてい
ます。教師は、生徒が「深い学
びの技法」を用いて、学習過程
を深めながら、資質・能力を活
用・発揮できるように手立てを
講じます。

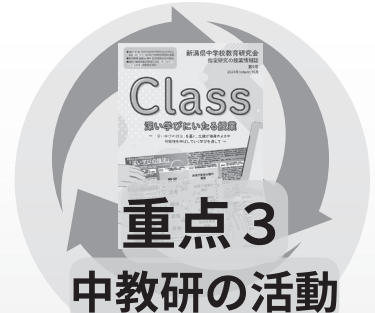


重点2 教師の学び

ファシリテーションを取り
入れた会員の「深い学び合い」
を推進します！

ファシリテーションを取り
入れた授業検討会、研究協議
会などを通して、「深い学び
合い」を活性化していくこと
を目指します。

研究推進委員会の委員構成
の工夫や、研修体制サポート
の充実を図ります。



重点3 中教研の活動

持続可能な研究活動の
在り方を目指した改善
を図ります！

令和9年度から指定研究
推進事業の内容の精選を図
り、持続可能な研究活動の
在り方を検討していきま
す。また、県中教研の事業
などについても、教育動向
に合わせて、柔軟に検討し
ていきます。

新潟県中学校教育研究会 事務局

〒950-0088新潟市中央区万代1-3-30 万代シティホテルビル3階

TEL・FAX：025-290-2251

E-mail：ken-ckk@niigata-inet.or.jp

HP：https://niigata-chukyoken.jp



重点1

生徒の学び



「深い学びの技法」を基に、
学習過程の充実を図り、
生徒の資質・能力を育成します！

「深い学びの技法」を基に、学習過程の充実を図る

①「深い学び」とは？

「深い学び」とは、生徒が学習内容を追究する中で、既習の知識や技能を基に新たな知識や技能を関連付け、精緻化するなど、思考や認識が高度化している様相をいいます。

②「深い学び」に向かうためには？

県中教研では、昨年度から「深い学びの技法」を取り入れました。生徒は追究の中で、「深い学びの技法」を用いながら思考や認識を高度化していきます。そのため、教師はそれが可能となる学習過程を構想します。

③ 単元・題材や授業をどのように組み立てますか？

「深い学びの技法」は生徒の「学び方」であるとともに、教師の「手立て」でもあります。下の図のように、学習過程に応じた手立てを講じることで、生徒は学習内容を獲得しながら資質・能力を存分に活用・発揮していきます。

その結果、生徒は、学習内容をより深く理解することになり、資質・能力を異なる状況でも活用できるようになります。資質・能力が確かなものとなるのです。

次の3つの学習過程に応じて、手立てとなる「技法」が下表のように整理できます。

- ①学習対象に対する目的や課題、見通しをもつ「設定」の過程
- ②課題解決を図る「思考・解決・表現」の過程
- ③学んだことを俯瞰したり、振り返ったりする「評価」の過程



「深い学びの技法」を手立てとして講じる

過程 「深い学びの20の技法」

- | | |
|----|--|
| 設定 | ①学んだ知識を活用して課題や目標を設定する
②知識やデータに基づいて仮説の設定や検証をする
③視点・観点・論点を設定して思考や表現をする
④ R-PDCAサイクルを設定して活動や作品を改善する |
| 思考 | ⑤資料やデータに基づいて考察したり検証したりする
⑥複数の資料や観察結果の比較から結論を導く
⑦視点の転換や逆思考をして考える
⑧異なる多様な考えを比較して考える
⑨学んだ知識や技能を活用して思考や表現をする |
| 解決 | ⑩仲間と練り合いや練り上げをする
⑪原因や因果関係、関連性を探る
⑫学んだ知識・技能を活用して事例研究をする
⑬理由や根拠を示して論理的に説明する |
| 表現 | ⑭学習モデルを活用して思考や表現をする
⑮自分の言葉で学んだことを整理しまとめる
⑯要素的な知識や知見を構造化・モデル化する |
| 評価 | ⑰既製の資料や作品を批判的に吟味検討する
⑱身につけた資質・能力をメタ認知し成長につなげる
⑲学習成果と自己との関わりを振り返る
⑳学んだことを生かして、次の新しい課題を作る |

参考・引用

- 田中 博之 (2023)。「中学校における深い学びの在り方とこれからの授業改善の方向」『新潟県中学校教育研究会 授業情報誌Class』8号, pp.6-12.
- 田村 学 (2024)。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた『個別最適な学びと協働的な学び』の充実」『新潟県中学校教育研究会 授業情報誌Class』9号, pp.6-13.

重点2



教師の学び

ファシリテーションを取り入れた会員の「深い学び合い」を推進します！

ファシリテーションを基に、学び合いの促進を図る

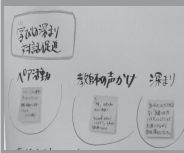
① ファシリテーションを取り入れる理由は？

県中教研の指定研究推進事業では、毎年1年次・2年次で合わせて約38の指定研究推進委員会が立ち上がります。各郡市で研究授業、研究会を実施し、協議会などでファシリテーション（話し合いを促進する技法）を取り入れ、会員が積極的に学び合っています。

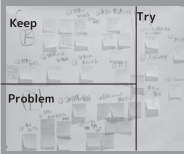
右記のように、ファシリテーションを協議会などの目的に応じて取り入れることで、参加者のインプットとアウトプットの量や質が高まり、理解や表現が促進されます。参加者が自分事として、研修や授業を考えることができます。

ファシリテーションの具体例

KJ法



マトリックス法（主にKPT法）



指導案拡大法



よさ

参観者が授業で気付いた共通のものをまとめることで、参観者同士で新たな視点や考え方を共有できます。

協議題に応じて、観点別のフレームを設定し、参観者の気付きを共有します。さらに、授業の改善方法も共有できます。

授業展開に沿って、教師の働きかけ、生徒の思考や行動にどのように影響したかを分析できます。また、授業者の教授行動など細かい点も分析できます。

方法

①参観者が付箋に気付きをまとめます
②グループで付箋を出し合い、共通するものをまとめ、グルーピング、ラベリングします。
③②について新たな視点や考え方を共有します。

①協議題に沿って、観点別のフレームを設定します。
（例）Keep（有効だった手立て）、Problem（改善すべき手立て）、Try（改善方法や代案）
②それぞれのフレームごとに、参観者の気付きを共有し、考えを深めます。

①本時の指導案を拡大機で複写します。
②参観者は、授業で「教師の働きかけ」「生徒の反応」に関して、それぞれ気付いたことを付箋にまとめます。
③指導案の流れに沿って、参観者の気付きを共有します。

② ファシリテーションにより生まれる 深い学び合い

研究推進委員会で、ファシリテーションを取り入れ、各教科・領域で「深い学びにいたる生徒の姿」とそれに迫るための「深い学びの技法」や「学習過程」を構想します。

そして、お互いに授業実践を共有し、2年次の研究会で成果を発表します。研究会の授業協議会で得た新たな学びを、自校で実践することで、会員が学び合い、高め合う「深い学び合い」が活性化します。

県中教研が伝統的に築き上げてきた「深い学び合い」の方法を活用し、学び合いを活性化させましょう。

教師の深い学び合い

目指す生徒の姿の設定



目指す授業の構想



研究推進委員同士による実践



研究会での成果発表



研究成果の共有



重点3



中教研の活動

持続可能な研究活動の
在り方を目指した改善
を図ります！

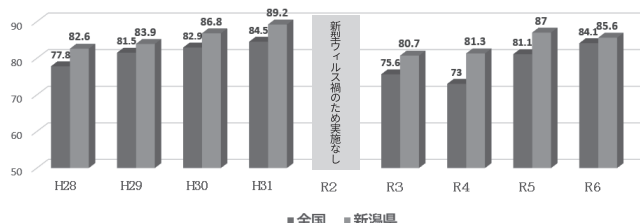
持続可能な研究活動の在り方の改善を図る

① 県中教研の強みは何か？

全国学力・学習状況調査 学校質問用紙

教員研修に関する質問項目の回答数値の比較について（全国と新潟県）

- ・「教員は、校外の教員同士の授業研究の場に定期的・継続的に参加していますか」（H28～H30）
- ・「教員は、校外の教科教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」（H31～R3）
- ・「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」（オンラインでの研修参加を含む）（R4～R6）



県中教研の会員は、各地区、各都市の中教研の活動を通して、日々、会員で学び合える環境があります。さらに他の地区、都市の研究を授業情報誌Classを通して学べたり、各地区の指定研究会を参観したりできる環境にあります。この点は他県にない教育研究会としての強みです。

県中教研の取り組みが、県内の中学校教員の「研修参加の意欲」に長年大きな影響を与えてきました。左は、県内の平成28年度から令和6年度の全国学力・学習状況調査の学校質問紙の「教員の研修参加の意欲」に関する数値の結果です。この約10年間、新潟県の中学校では、全国平均以上の数値を維持しています。それだけ、会員の「研修参加の意欲」は高く、お互いに学ぶ風土が確かに醸成されています。

② 今後、持続可能な研究活動 のために、何を改善するか？

指定研究の在り方改善プロジェクト

当会は「本県中学校教育の研究活動を推進し、その振興発展を図ること」を目的に、会員の資質・能力の向上を支援してきました。しかしながら、昨今の教育の課題に対応するために、当会でも研究活動の持続可能性が問われています。

令和6年度、会長から「これからの県中教研の指定研究の在り方について」諮問されたことを受け、県中教研の評議員会に、「指定研究の在り方改善プロジェクト委員会」を設置し、今後の指定研究の在り方を中心に議論を進めてきました。

委員会が答申を作成し、理事会、評議員会での審議を経て、右記のように計画や内容がまとまりました。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
令和7・8年度指定研究 →移行期間－新支援制度の導入可能		令和8・9年度指定研究 →移行期間－新支援制度の導入可能	
		※移行期間に、新支援制度のヒアリングを実施し、大綱を作成する（各地区都市中教研会長会、各地区校長会、指定研究関係者）。	
		令和9・10年度指定研究	
		①指定研究の部会の変更 生徒指導と進路部会がなくなり、15部会から13部会に。	
		②指定研究の地区ローテーションの変更 全ての教科・領域が4年に1度の指定研究に。	
		③支援制度の拡大（任意で活用可能） 同じ地区内の都市や隣接する他地区の都市から研究推進の委員委嘱が可能に。	

プロジェクトの導入により期待できること

- ・全ての教科・領域で4年に1度のローテーションになることで、各地区内の都市の指定研究がゆとりある計画・実施が出来ます。
- ・指定研究1・2年次での研究推進委員会の総数が変わります。
 - 令和8年度まで毎年の総数＝約38委員会
 - 令和9年度から改善が始まり、令和10年度からの総数＝約26委員会
- ・近隣の都市や地区・ブロックで研究推進委員を委嘱する制度を活用することができます（令和7・8年度に先行実施可能）。